

○高木（美）分科員 おはようございます。公明党の高木美智代でございます。

本日は、質問の機会を与您いただき感謝いたします。

私は、分科会でございますので、地元からの要望、そしてまた、今まで承ってきたお声につきまして質問を進めさせていただきたいと思っております。

本日は、久方ぶりに、私もずっと一貫して取り組んでおりました食育を初め、食をめぐる問題につきまして質問をさせていただきます。少し順番を変えましてさせていただくところがあるかと思っておりますが、御了承ください。

まず最初に、環境省に質問をさせていただきます。本日、田島副大臣にも御出席をいただきました。

食をめぐる問題につきましては、特に廃棄物の問題、食品リサイクル法は、三年前の十二月でしたか、実質二年前ですが、改正になりまして、容器包装リサイクル法は四年前の六月、また廃棄物処理法は二〇〇八年五月に改正になり、それぞれ効果も上がっていると承知しております。東京では、サーマルリサイクルを導入いたしまして、新しいごみ回収の方式になれたところで、恐らく、宿舎をお持ちの議員の皆様も、そこにおなれになったことではないかと思っております。

ところが、長年リサイクルに取り組んでこられた方たちから、家庭用生ごみのリサイクルにつきまして、法制化を求めるお声を多くいただいております。

その理由としましては、ミネラルが含有する多様なミネラルは、焼却残灰といいますか、灰として埋立地に捨てられ、埋立地はミネラルの墓場になってしまっている。農地では微量ミネラルが不足をして、これが今顕在化をしている。

また、もう一つ、理由としまして、野菜には水分の含有率が高い。ニンジンでは九〇％が水分である。これを燃やすには、加熱をして水分を七五％まで飛ばしませないと燃えない。そのためには、当然、エネルギー消費が必要となるわけでございます。

石川県の小松市というところがありますが、ここでは、食べたスイカの皮を干して、そこからごみ回収に出す。これは、ごみ焼却場で燃やし残しが出てしまうために、昭和五十年当時、市が広報でそれを徹底した。そうすると、焼却場の負担が減るといような話でございます。

水を切って生ごみを出すとか、また、干して出すというような取り組みは小さなエコに思えますけれども、こうした熱効率、またCO2の排出削減、ひいてはエネルギー消費の削減等を考えますと、身近な大きな取り組みではないかと私は思っております。

地方自治体では、今、焼却炉の老朽化も進みまして、全国で約千二百あるごみ焼却施設のうちで約三割は築二十年以上、更新期となっております。私は東京ですので、東京の多摩地域では六割がそこに該当しております。しかし一方で、財政難のために対応ができております。

この生ごみのリサイクルにつきまして、現状と課題、また法制化に向けての见解を、田島副大臣に答弁を求めます。

○田島副大臣 御質問ありがとうございます。

今御指摘をいただいております食品リサイクル法、こちらの方は、食品製造業でありますとか食品小売業、また外食産業等の食品関連事業者における再生利用等の促進を目的として、必要な措置を講じてきたところでございます。

今御指摘いただきました家庭用の生ごみにつきましては、それこそ、個々の家庭から多様な品目が少量ずつ発生をし、また腐敗しやすいという性状を持っているところに加えて、不特定多数の住民の協力をいただいくということに大変多くの時間と労力を割かなければならないということを踏まえて、食品関連事業者から排出される廃棄物とは異なる取り扱いをし、発生抑制でありますとか再生利用についての取り組みは義務づけてはまいりませんでした。

しかしながら、今御懸念いただいたとおり、家庭の生ごみは食品廃棄物全体の約半分を占めておることから、

廃棄物等の再生利用を促進していく上では、その発生抑制や再生利用の推進も大変重要だというふうに考えているところでございます。

これまでは、市町村に対しまして、生ごみの発生抑制を進めていく一般廃棄物処理の有料化の推奨でありますとか、リサイクルを推進していくために標準的な分別収集区分の提示等を行っておりますし、加えて、メタン化施設でありますとか堆肥化施設、また熱回収施設などのリサイクル施設の整備に対して支援を行っているところでございます。

今後とも、環境省といたしましては、こうした取り組みを通じて、市町村の生ごみのリサイクルが着実に進むよう支援、誘導していきたいというふうに考えておりますが、一方では、私個人がちょっと懸念をしている部分は、都会のいわゆる集合住宅ではデスポーザーが随分普及しておりますし、生ごみの処理にまで到達しないという現状の課題もでございます。

これは所管は国交省の方になりますけれども、こうした問題も懸念を申し上げながら、先生御指摘いただきました家庭の生ごみのリサイクルについても、法制化とまではいきませんが、私どもでもしっかりと取り組みを進めていきたいと考えております。

○高木（美）分科員 ありがとうございます。

そこで、田島副大臣、きょう、実は私、環境省のホームページを久々に開かせていただきました。

実は、前、チーム・マイナス六%というのがありまして、当然、我が家の環境大臣というのも以前からありますけれども、個人で、エコに対して、自分の生活をチェックしながら、そこから家庭のCO₂の排出削減に取り組んでいこうという、これは自分で登録をして、そしてカードを自分でプリントアウトして番号も持っている、そういうシステムで、今、それがチャレンジ25、こういう形に、それも検討中のようですけれども。

私は、むしろ、我が家の環境大臣の中身を見ましても、あなたが家庭でやってほしいこと、そういうような項目の中に、ごみを分別して出しましょうというのはあるのですが、生ごみをきちんと水を切って出しましょうとか、それからまた、できれば大きな生ごみについては干して、乾燥させて出しましょうとか、そういうような国民運動ということがまず必要とも思いますので、家庭のエコの取り組みの中にこうした項目を加えてはいかかかと提案をさせていただきます。

どのようにお考えになりますでしょうか。

○田島副大臣 ただいま御指摘いただきましたのは、かつてのチーム・マイナス六%から、今回、チャレンジ25と、鳩山総理の御発言に基づいた形で、マイナス二五%を目標に掲げ、新たな国民運動の展開をしていることを御指摘いただいたものと考えております。

こうした、マイナス二五%と目標は大きく掲げましたが、その取り組みのスタートは、今、高木委員が御指摘いただいているように、家庭から、地域から、職場から、それぞれ小さな温暖化対策の取り組みの積み重ねがすべてゴールに到達するものと考えております。

そういった中で、各家庭で取り組める、また取り組んでいただきたい、さまざまな温暖化対策に資する、エコとセコは随分誤解もされやすいところではありますけれども、そうした取り組みを、今後とも国民運動のマイナス二五%、チャレンジ25の国民運動の一環として、できる限りきめ細かな対応がとれるように、私どもも引き続き検討を進めて、取り組みを進めたいと思います。

○高木（美）分科員 田島副大臣の前向きな御活躍をお祈りいたします。

それでは、これで環境省に対する質問は終了いたしましたので、御多忙と思いますので、どうぞ御退席いただければと思います。

続きまして、加工食品の原産地表示につきまして、福島大臣に質問をさせていただきたいと思っております。

今、外食産業における原産地表示等につきましてはかなり進んでいるということを知っております。一方で、加工食品、冷凍食品等につきましても、原産地表示を入れてもらいたい、例えば、そこに使っている原材料がどこの国で生産されたものなのか、そういった情報を求める消費者の声も多く出ております。この辺につきまして、福島大臣、どのように対応されるか、御見解を伺います。

○福島国務大臣 御質問ありがとうございます。

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示については、昨年九月の消費者庁、消費者委員会設立以前においては、平成十三年以降義務づけ対象は順次拡大され、厚生労働省、農林水産省の食品の表示に関する共同会議において、さらなる対象の拡大について検討されてきました。昨年九月以降は、まさに消費者庁が消費者委員会の意見を聞いて表示基準の企画立案を行うところになったところです。

おっしゃっていただいた外食も含めた原料原産地表示の義務づけについては、消費者委員会において議論いただけるよう、消費者庁として情報の収集、分析を行うこととしております。具体的には、情報の収集の一環として、三月末に原料原産地表示拡大に関して消費者や事業者から広く意見を聞く場を設ける準備を進めております。

これにつきましては、外食も含めた、それから加工食品なども含めた原料原産地表示については、皆さんの関心のとても高いところであり、三月末に皆さんの意見を聞いた後、これは消費者庁の責任において、拡大をどうしていくかについてきちっと進めていきたいと考えております。

○高木(美)分科員 既に東京都では、冷凍食品につきまして、これは原産地表示を義務づけをするという条例を決めております。そこに倣いまして、消費者庁におきましても、前向きな、またスピーディーな検討をお願い申し上げます。

続きまして、きょうは文科省高井政務官にお越しいただきました。食育について、また、子供の食をどう身近に実感をしていくか、こうしたことにつきまして、まず一点質問をさせていただきます。

子ども農山漁村交流プロジェクト事業、それから農山漁村におけるふるさと生活体験推進校、こうした事業を今まで総務省、それから文科、農水、合同で推進をしてまいりました。これに対して事業仕分けで、国がやることではないとか、予算を三分の一に削減とか、こういう評価結果となりまして、結局、予算も削減をされました。

もちろん、そこには文科省として努力をされて、新たな事業を立ち上げたというの承知をしておりますけれども、ただ私は、この事業は、これは減らすものではない、むしろこれほどこまでも拡充をしなければいけない事業で、本来であれば義務教育の間にほとんどのお子さんが何らかの形で経験できる、そこまで拡充してもいいくらいの事業だと実は思っています。

恐らく今、文科省におきましても、子供の健やかな育ちとか、またコミュニケーション力をいかに高めていくとか、学力の増進も含めましてさまざま検討されていると思いますけれども、その一番基盤になる、体験をしながら食のことを知っていく、こうした事業は重要であると思っております。

現実、そういう事業に参加したお子さんたちからは、また、これは教育者また親御さんたちがその変化の様子を見取ったお声でございますが、食に対する考え方に変化が見られる、食べ物への感謝の気持ちが芽生え、学校給食での残菜が減少した、また、温かい出迎えを受け、積極的に人とかかわろうとする態度やコミュニケーション能力の向上が見られた、こういう多くの結果も生まれているところです。

この事業は拡充すべきと私は考えておりまして、今両親とも大変忙しい、そういう中で、特に都会のお子さんたちにとってみたら、必死で自分の勉強をしながら、その寂しさに耐えながら頑張っていらっしゃる、そのお子さんたちへのこれはむしろプレゼント、何も子ども手当、経済的支援だけではなくて、まさにお子さんに直接体験というすばらしい経験という、その世代しか、またそのときしかできないプレゼントをすることができる、こういうふうにも思っております。

子供に対する自然体験教育、また食育の点からもこれは推進をすべきと考えますが、文科省の見解を伺いたいと思います。

○高井大臣政務官 私も、本当に高木委員のおっしゃることはよくわかりまして、そのとおりだと思っております。

このたび、事業仕分けで国としては行わないという判断が下されまして、我々としましても、これまでの成果を踏まえて、二十二年度予算案においては、全国における体験活動の普及を図るため、学校、家庭、地域の連携協力推進事業の一部として、地方が主体的に行う事業に対して補助をするという形で、予算を少し変えさせていただきました。

しかし、御指摘あったとおり、私も徳島県という小さな、本当に山間部の生まれであります、それでもやはり学校の仲間と一緒に、先生と一緒に体験をしたりするのと自分の家でやるのとはまた違って、新たないろいろな学びやいろいろなことが見えてきた、いろいろ思い出すにつけ、そういう経験もありましたし、この事業を

大変かつ大事だというふうに思っています。

しかしながら、一番の問題は、受け入れ先の農山村の家であったり、施設であったり、それから自治体であったり、地域社会であったり、いろいろなところがうちの方、教育委員会と協力をしながら、やはり温かく受け入れられ、しかもそれが負担にならないように、事件、事故も起こらないようにということも、いろいろな配慮が大事だというふうに思っています。

それに当たって、学校現場、今大変にいろいろなことが忙しくございますので、国が押しつけ的にやるよりも、できるだけ地域が、また学校が、農山村がその意義を理解していただいて、今先生がおっしゃったような意義を認めていただいた上で、主体的に、積極的に取り組んでもらえるように、できれば全国でそういうふうになっていかないかというふうなことを期待したいと思っておりますし、我々もそのバックアップとしては一生懸命頑張っていきますので、ぜひ御理解や御支援をいただければありがたいと思っております。

○高木（美）分科員 私は、ある東京の市を訪問しましたときに、そこのあるPTAの方から、今までその市は、小さい、ミニ体験のような形ですけれども、二泊三日で連携をして行っていました。しかし、やはり予算が削減されました。結局、行けなくなりました。バス代だけでも出してくれれば、あとはみんなで何とかするんです。でも、そのバス代が出ないというふうに市から言われました。それはもちろん、市の財政難等々、今深刻になっておりますので、その状況があるのですが、そのところは、国が行うべき事業ではないということではなくして、やはり国を挙げてここは支えていこう、地方ができないから国がやる。

事業仕分けの評価結果についても、一度私も高井政務官に質問させていただいて、政務官は、これは政務三役で最終的には決めることだと。私は立派な答弁だなと思いましたが、予算の裏づけがなければ、どんなに意欲があっても最終的にはそれが出てこない、そういう状況があります。それに対して国として十分な支援をどのようにするか、きめ細やかな対応をさらに求めまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、食育につきまして、少しお話をさせていただきたいと思っております。

今、食育も、食育基本法、平成十七年に施行になりまして、かなり国民運動となって進んでまいりました。

実は、私は東京なものですから、少し大臣にも見ていただきたいと思ったんですが、「あらかわ満点メニュー」、こういうメニューを荒川区が策定しております。

この仕組みは、そもそもの発想は、荒川区民の平均寿命が二十三区中二十二番目で、健康状態も決していいものではない。高齢人口も高い方です。区が行った調査では、朝食を抜いている人が全国の二倍、塩辛いものが好きな人が二人に一人、男性の肥満は全国と比べて多い、こういうデータ結果に基づきまして、生涯健康都市戦略本部というのを区で立ち上げたそうです。介護を受けず自立して暮らせる期間の健康寿命を一年延ばすとか、働き盛り世代の早世を一割減らすとか、そういう数値目標も掲げているのですが、働き盛りの世代は何といても外食が多い、この外食をまずきちんとケアしようではないかということで、女子栄養大学、香川学長に区が働きかけまして、協力を求めて、共同開発で行いましたということだそうです。

荒川区が働きかけ、女子栄養大学の生徒さん、また、当然栄養士の資格をもらっていらっしゃる方たちが、手を挙げたレストランにお邪魔をしてメニューを点検しながら、ここに書いてありますのは、余談ですが、実は私はこれが好きなメニューなのですが、例えば「満点トマト麺」、ここには、エネルギーが四百十二キロカロリーとか、脂質、炭水化物、食塩相当量、全部細かく書いてあるんです。裏には、こういう方たちにお勧めです、男性には、「夕食が多くなりがちの方にはおすすめのヘルシーメニューです！」とか、とてもきめ細かくお勧めのポイントまで書いてある。

こういうものを見ますと、これはすごく安心していただきたいなという、ちょっとお店の名前は申し上げませんが、こういうことを各店舗でずっと着実に実施をしております。こういう行政としての取り組みまで高められているということに、私も大変うれしい思いでした。

もう一方で、食育は、私もかねてから、幼児からの取り組みが大事だと思っております。キッズ・イン・ザ・キッチンという言葉をお聞きかどうかわかりませんが、小さなころから台所に入って、親御さんと一緒に包丁を持って一緒につくる、野菜の皮をむくところから自分で料理もする、こういう体験をしながら、それぞれ食に対して自分が意識を持っていく、こういう内容でございます。

幼稚園、保育所、ここでの取り組みがまず入り口として大事になると思いますが、幼稚園、保育所、それぞれどのように取り組んでいらっしゃるか。きょうは厚労省の山井政務官にもお越しいただきました。文科、厚労、それぞれに答弁をお願いいたします。

○山井大臣政務官 高木委員にお答え申し上げます。

食育は非常に重要であり、とりわけお子さんへの食育は重要であると考えております。

保育所における食育は、健康な生活の基本として、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために重要であると認識しておりますが、昨年四月に告示化して施行した改定保育所保育指針において、食育の推進のための留意事項を新たに規定をいたしました。

留意事項としましては、食育の計画を保育の計画に位置づけ、その評価、改善に努めること、子供と調理員のかかわりや食にかかわる保育環境に配慮すること。これらを踏まえ、各保育所において、地域の特性に応じ、創意工夫を生かした取り組みの実践が図られていくものと考えております。

○高井大臣政務官 私どもの幼稚園教育要領において、平成二十一年四月から実施されております中で、先生や友達と食べることを楽しむということをまず規定いたしまして、健康な体と心を育てるために、食育を通じた望ましい食習慣の形成が大事でございますので、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わうこと、それから、いろいろな食べ物への興味や関心を持つようにすることなど、進んで食べようとする気持ちが育つように指導することとしておりまして、また、保育所指針ともいろいろ整合性を、すり合わせながら、私どももその充実に向けて取り組みをしているところでございます。

私も、このたび御質問いただいて、改めてこの教育要領をよく読んで、自分も子供が七歳と四歳ですが、野菜を食べないとかこぼしたりしているのを余り怒ってばかりいないで、和やかな食卓になるように、また、最近、時々娘の方は手伝いをしてくれるんですが、一緒に台所に立って、猫の手で野菜を切るとかいうことを教えたりもしておりますので、今いただいた御指摘も踏まえて、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

○高木(美)分科員 私は、もう一つ、大人としてこれをどのようにしていくか、もちろん生活と遊びの中なのですが、五感を通してどのように触発をしていくか、そうした意識を植えつけていくか、こうした観点が大事ではないかと思っております。

実は、済みません、きょうは見にくくて恐縮なんですけど、これはデンマークのポスターなんです。ここに書いてあるのは、あなたの体は食べ物でできている。これは食べ物が競走しているんです。一番トップに立っておりますのは、前方集団、トップは牛乳、ライ麦パン、豆、ニンジン、後方になりますと、ポテトチップとか、アイスクリームなんか一番後ろで溶けてもうへたばっている。こういうのを見ながら、どの食べ物を食べたら自分の体にいいのか、こういう意識を既に与えている。これはもう一九八〇年代、九〇年代から欧米では当然のこのように行われているものです。

私は、こうしたことから考えますと、ポスターとかかるたとか、そういう五感を通して訴えるグッズが当然必要かと思っておりますけれども、こうしたものは各省庁で作成をしているのかどうか、それを伺いたいと思っております。文科、厚労、それぞれ短くお願いいたします。

○山井大臣政務官 申しわけございませんが、厚生労働省としては、現在、乳幼児の食育のためのポスターやかるたなどのグッズは作成しておりませんが、非常に大事なことなので、具体的には現場で普及促進をしていただきたいと思いますと思っております。

○高井大臣政務官 私どもは「早寝早起き朝ごはん」国民運動を関係団体と協力して展開しておりますとともに、独立行政法人の日本スポーツ振興センターと協力して、食育及び学校給食に関するリーフレット、こうしたものを作成して、学校関係者や保護者に配布したり、シンポジウム等において配布したりしておるところであります。

○高木(美)分科員 そうしますと、文科も厚労も、子供たちにダイレクトに働きかけるものは今のところほとんどないというお話でございます。

政府の広報宣伝のあり方については、事業仕分けの評価結果は、予算要求の縮減、また、内容や手法について抜本的な見直しを行うという結果でございましたが、当然必要なものは、こうした普及啓発のものは実施すべきと考えますが、福島大臣、答弁を求めます。

○福島国務大臣 御質問ありがとうございます。

高木委員御指摘のとおり、子供たちが豊かな人間性をはぐくめるよう、食育についてわかりやすく広報啓発していくことは本当に重要だと思います。私たちの体は食べ物でできているわけですから、本当に重要だと思います。

広報啓発の実施については、御指摘のとおり、事業仕分けでいろいろ指摘がありました。ですから、関係省庁とも連携をして、効果的な、あるいは効率的な実施に努めていきたいと考えております。シンポジウムなどの開催もことしも予定されておりますし、効果的な、効率的な、あるいは人の心に届く啓発広報活動をやってまいります。

○高木(美)分科員 今の大臣の答弁を伺ってしまして、きっとこれは子供にダイレクトに届く、その意識づけ、先ほど「早寝早起き朝ごはん」、こういうしつけという一番のベースであり、学歴よりも食歴とおっしゃる方もいらっしゃいますが、そのくらいに食に対する関心をダイレクトにどう持ってもらうか、与えていくかということは大事だと私は思います。

恐らく今の大臣の答弁だと、ほとんどできませんねという話ではないかと思いますが、私は、ぜひ大臣が頑張ってくださいまして、必要なポスターは、データだけではなくて、お金のない自治体はどんなにいいデータをいただいても印刷するなんということはありません、やはり必要なものは大臣のもとから明確に発信をしていただきまして、食育の推進、子供たちのまず勉強するための、また将来羽ばたくための土台となる体づくり、ここに貢献をしていただきたいと思いますが、大臣、御決意のほどはいかがでしょうか。

○福島国務大臣 事業仕分けで指摘されたところなんですけど、日本の貴重な予算を有効に使えということだと私は思っております。ですから、きょう委員から御指摘がありましたけど、有効というか、子供たちに届く食育、子供だけではありませんが、食育の施策を担当大臣としてやってまいります。

○高木(美)分科員 来年にはそうしたポスターが保育所また幼稚園に張られる、これを見ながら子供たちが、ああ、これがこうね、そう言いながら、豆を食べましょう、牛乳を飲みましょう、これをこうしましょう、やはりお菓子は控えなきゃだめよ、そういうことが現場で語られるような、そういうきめ細かな対応をしていただく、そういう食育の段階だと思いますので、ぜひとも大臣、頑張ってくださいだと思いますので、応援いたしますので、よろしく願いいたします。

あと、最後に大臣に一つだけ私が申し上げたいのは、先日タイに伺いましたときに、日本の食文化は世界に誇る文化です、タイの方たちも日本食に溶け込んでいますと。今、それだけ世界じゅうの方たちが称賛する日本の食文化、しかし、日本に行ったときに、どこに行けばその食の歴史がわかりますか、食器の歴史がわかりますか、衣装とかわかるんですか、こう私は聞かれまして、返答に困りました。

日本の食文化を紹介するセンター、本来であれば食の博物館とか、修学旅行の生徒さんもそこを見たら、やはり日本の食はこんなにすごいんだな、こういうことがわかる、また海外のお客さんも、そこを見てさらに日本の食文化に対して理解を深める、当然おもてなしの心とか日本の心を広めていく。まさにこれは成長戦略にもつながる内容ではないかと私は思っております。

大臣、こうしたセンター設置に向けましてどのようにお考えか、見解を伺います。

○福島国務大臣 外国人の方たちが日本食に関心を持っていただいたり、日本食のバランスのよい食事に関して関心が高まることは本当に必要だと思っております。また、観光庁の方で、日本への旅行者をふやすために、食ということからいろいろな紹介やキャンペーン、いろいろなことを始めているということも承知しております。ですから、高木委員おっしゃるとおり、日本食のよさや歴史やいろいろなことを紹介したりアピールしたりということは大変必要だと思っております。

ただ、きょう御指摘のセンターや施設をつくるということではございますが、現在、厳しい財政状況の折、今の段階でつくるとするのはちょっと正直難しいかなと思っておりますが、食文化の紹介、日本食の紹介、外国人の皆さんたちへのキャンペーン、これはまた違う形ででもしっかりやっていきたいと考えております。

○高木(美)分科員 新たに設置しなくてもあるものを、例えば廃止をする施設とか、そうしたものも含めて、前向きに検討いただければと思います。

例えば韓国では、そこに行きますと宮廷料理の料理人の方たちが、最高峰の方がそこにいらして、それを味わうこともできる、先ほど申し上げた衣装も、また食器も、その国の文化そのものに触れることができる。こうしたことに日本は余りにお金も使わない、また余りに民間に任せ過ぎるというふうに私は思います。もちろん、さまざまな方たちが努力をしてくださっていますが、やはりこれは国として身を乗り出して、ほかの国が国家戦略としてやっているように、日本の誇る食文化、ここに対して前向きな今後の取り組みを求めまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○平岡主査 これにて高木美智代君の質疑は終了いたしました。

これにて本分科会の審査はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会